

令和8年度 定期監査実施計画

令和8年3月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査については、世田谷区監査基準及び令和8年度世田谷区監査基本計画に基づき、以下のとおり実施する。

1 監査の対象

監査の対象部局は、次のとおりとする。

- (1) 区長部局
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 区議会事務局
- (4) 選挙管理委員会事務局
- (5) 農業委員会
- (6) 監査事務局

なお、区長部局及び教育委員会事務局の監査の対象となる施設等は、別紙1のとおりとする。

2 監査の範囲

- (1) 令和7年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和8年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

監査は、令和8年5月から同年11月までの間に実施する。

4 実施日程・場所

監査を実施する日程及び場所は、別紙2のとおりとする。

5 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、対象部局から事情聴取を行う。

(2) 事務局による監査

監査資料等に基づき調査、検証を行うとともに、対象部局から事情聴取を行う。

6 着眼点

監査の着眼点は以下のとおりとする。

- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施する。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施する。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施する。

7 監査資料

監査対象部局から提出を求める監査資料に関しては、別に定める。

8 監査結果

監査の結果については、監査終了後、速やかに定期監査報告書として決定し、これを関係機関に提出するとともに、公表する。

9 その他

実施日程・場所については、変更する場合がある。

令和8年度 監査対象施設一覧

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	若林 代沢 九品仏 用賀 成城 船橋 上北沢
出張所	4年	1施設	用賀
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷 玉川 砧
児童館	5年	5施設	池尻 深沢 船橋 祖師谷 粕谷
保育園	5年	9施設	三宿 三軒茶屋 桜 若竹 用賀分園 新町 船橋東 八幡山 芦花
公園管理事務所	隔年	3施設	北沢 玉川 砧
土木管理事務所	隔年	3施設	北沢 玉川 砧
幼稚園	5年	1施設	砧
小学校	5年	11施設	若林 三宿 駒沢 池之上 深沢 玉川 二子玉川 中町 砧 明正 烏山北
中学校	5年	6施設	太子堂 梅丘 桜木 船橋希望 砧 上祖師谷
地域図書館	4年	3施設	世田谷 深沢 粕谷
その他施設	3年	2施設	太子堂調理場 平和資料館
合計		54施設	

説明



・・・ 監査委員と事務局による監査を実施する施設



・・・ 事務局のみによる監査を実施する施設

監査委員による監査（総合支所、本庁）

月日	開始時刻	対象部局
6月23日(火)	午後1時30分	烏山総合支所
6月24日(水)	午後1時30分	玉川総合支所
6月25日(木)	午後1時30分	砧総合支所
6月26日(金)	午前10時	世田谷総合支所
	午後1時30分	北沢総合支所
7月27日(月)	午後3時	都市整備政策部、防災街づくり担当部 みどり33推進担当部 道路・交通計画部 土木部
7月30日(木)	午後2時30分	政策経営部、DX推進担当部 総務部、庁舎整備担当部、区長室 危機管理部 財務部、施設営繕担当部 会計室 区議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局
7月31日(金)	午後2時30分	生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部、農業委員会
8月3日(月)	午後2時30分	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部、児童相談所 世田谷保健所
8月4日(火)	午後2時30分	教育委員会事務局

- 会場 各総合支所（世田谷総合支所を除く）は各総合支所の会議室
 世田谷総合支所は2庁大会議室（第2庁舎4階）
 本庁は区議会大会議室（東棟10階）
 ただし、都市整備領域（7月27日）は二子玉川分庁舎の会議室